

動物飼育者の避難所パンフレット



平成29年10月
東大和市

東京都獣医師会多摩西支部と災害時協定の締結

東大和市と東京都獣医師会多摩西支部は、平成27年2月5日に、避難所において避難者に同行する動物の救護活動及び動物の飼育管理等の指導を得るため、災害時協定を締結しました。

そして同協定第10条の規定は、市と獣医師会は、避難所における対応について、平常時から動物の飼い主に対する啓発に努めることとしました。

パンフレット作成のねらい

地震などの災害時に開設する避難所において、動物の管理と飼育は、飼育者の自主的な管理が基本です。しかし、災害時という特殊な環境の中では、様々な混乱が予想されるため、管理ルールを定め、そのルールを避難者同士が守っていただくことが必要です。

そこで、避難所における動物飼育ルールを定め、快適な避難所生活を確保するためにあらかじめ確認しておくべき基本ルールをパンフレットとしてまとめたものです。

パンフレットの記載内容と構成

このパンフレットは、平成26年6月に作成した東大和市「避難所管理運営マニュアル」を基にしています。

パンフレットは、前半に避難所の基礎的知識について、後半は、避難者と同行動物の飼育ルールに関して動物飼育者が心得るべき内容と避難所管理責任者の役割について、その基本的な事項を記載しました。

防災情報と地域の避難訓練

自治会や地域においては、防災訓練が行われています。避難所までの道のりや時間など、動物を連れての避難方法についても考え、非常事態に備えた態勢を取っておくことが必要です。

そのために、近隣や散歩先で、飼い主さん同士の情報交換も大切にしてください。

市では、地域の防災情報を掲載した「東大和市防災マップ」を作成しています。市役所防災安全課などで配布していますので、ぜひ、ご活用ください。

☆ パンフレット作成にあたって、次の方々のご協力・ご助言をいただきました。

- 公益社団法人 東京都獣医師会 多摩西支部 ※パンフレット作成時
(支部長) 石井 悟 (石井動物病院院長)
(東大和市担当責任者) 向平 秀人 (向平動物病院院長)

1 避難場所と避難所について

地震や風水害などの災害発生による危険から避難する場所が「避難場所」です。学校や公園を避難場所として指定しています。「一時（いつとき）避難場所」と「広域避難場所」があります。

また、家の倒壊や火災などにより生活の場が失われた被災者のために開設する施設を「避難所」といいます。

東大和市では29か所の避難所を指定しています。

家などの被害が軽微で二次災害の危険性が低い方については、入所する必要はありません。しかし、電気、ガス、水道といったライフラインが使えない状況下にあっては食料、水、物資等を避難所で受けることになります。

避難場所へ行くときは、周りの建物の状況や道路の損傷など、周囲の様子を見て、あわてず冷静に行動しましょう。

2 避難準備・避難勧告・避難指示・避難方法について

地震等の災害が発生するおそれがある場合、災害時要配慮者の行動時間を勘案して「避難準備情報」を発令します。

「避難勧告」は、市民の生命・身体の保護を目的に安全な場所への立ち退きを勧めます。

さらに危険が切迫した場合は、「避難指示」を発令します。

いずれも市長が発令します。

避難者とその家族等は、原則として指定された避難場所に避難するよう、あらかじめ避難経路及び方法について話し合っておきましょう。

また、近所の顔見知り同士での避難は、お互いの安全確認を行う上で有効です。

おおむね震度5弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部が設置され、状況により避難所の開設準備を開始します。

3 避難所の開設と入所について

- (1) 災害の発生時間によりますが、原則として避難施設の開設は、市職員、施設の責任者、自治会の責任者のいずれかの担当者が開設します。
- (2) 避難所に、市職員、施設管理者、地域の責任者で構成する「避難所管理運営委員会」を設置します。
- (3) 避難所の開設が安全面で可能かどうか、管理運営委員会による施設点検を実施し避難所及び避難者の安全を確認した後、避難所に避難者を誘導します。
- (4) 避難者は、できる限り居住地域でまとまり、管理運営委員会担当者の指示を得て居住リーダーを中心に整然と行動していただきます。
- (5) 避難所運営会議を開催し、避難所の各種運営ルールを確認します。
- (6) 避難者の受け入れ態勢が整ってから、避難者を誘導します。
- (7) 避難者の同行動物は、決められた場所に誘導します。
- (8) 避難所の入所に当たっては、避難者は「**避難者カード**」、ペットは「**避難所ペット登録票**」に記帳します。

4 動物の避難について

避難所で受け入れができる動物は、避難者に同行する犬、猫及び小動物です。動物のみの避難所はありません。発災時は、多くの避難者が避難所に集まります。動物が好きな人、嫌いな人、動物アレルギーの人、幼い子どもなど、多様な人々が一緒に生活する場です。そのため、動物の飼育者は、普段よりも周囲に配慮することが求められます。

1. 動物飼育者の心得

- (1) 避難所には、「**避難所における飼育のルールについて（飼い主の皆さんへ）**」という張り紙を掲出します。
- (2) その内容は、以下のとおりです。

人と動物が気持ちよく過ごせるように、次のことを守りましょう。

- 1 動物は決められた場所で、ケージ（オリ）に入れるか、支柱につなぎとめるかして飼育しましょう。
ケージ（オリ）の置き場所・つなぎとめる場所は、避難所管理責任者の指示に従ってください。
- 2 動物を避難所に入れしないでください。
- 3 動物の飼育に当たっては、定時の給餌・後片付けを徹底し、動物の体

やケージ内を清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけないようにしましょう。

- 4 排泄は、避難所管理責任者が指定した場所でさせてください。後始末は飼い主が責任を持って行いましょう。

散歩等の運動も管理責任者に指定された場所で行いましょう。

- 5 避難所では、動物もストレスを感じますので、逃がさないように注意しましょう。

- 6 動物の飼育に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面の食糧は、飼い主が用意することが原則です。もし、用意できなかった場合は、救援物資若しくは動物ボランティアの要請が必要です。管理運営委員会に相談してください。

- 7 避難所同行動物の飼育と管理については、東京都の獣医師会（東大和市と公益社団法人東京都獣医師会多摩西支部と災害時協定の締結）をはじめ、動物愛護団体やボランティアの方々の協力を得ます。原則は、飼育者の自主的管理ですので、飼育者同士のグループ化と交流、ルール作りを心掛けましょう。（「避難動物管理班」の設置など）

2. 飼育場所の設定と自主管理

- (1) 同行動物の飼育場所については、衛生管理、騒音等の面から、避難者の生活スペースとは分離した避難所敷地内に確保することとし、避難所管理運営委員会で区画を決めます。
- (2) 動物の管理については、基本的には飼い主の責任で行います。そのため、飼い主主体による「避難動物管理班」などを組織していただきます。
- (3) 飼育場所には、飼育者やボランティアの協力を得てテント又は防水シート等を利用した屋根を設置します。
- (4) 動物の収容は、飼育者のケージ等にて行うことを原則とし、あるいは鎖等につなぐこととします。
- (5) ペットフードなどの支援物資の配布など、情報を共有しましょう。
- (6) 災害時は、人も動物も多大なストレスを感じます。体調を崩したり病気が発生しやすくなります。飼育者は、動物の健康管理にも気を配りましょう。
- (7) 動物の飼い主は、前記の「避難所における飼育のルールについて」を守ってください。

3. 避難所管理責任者の役割

避難所に管理責任者を置きます。避難所における動物の扱いに関する管理責任者の役割は、次のとおりです。

- (1) 「避難所における飼育のルールについて（飼い主の皆さんへ）」を避難所運営会議で周知させて避難所内外に掲出します。
- (2) 飼育場所の設定にあたっては、避難者への危険防止等の観点から、人と動物の生活空間を完全に分離する場所とします。
- (3) 飼育場所及び周囲の環境維持（保清、汚物等の処理）は、原則として飼い主が責任を持って管理しますが、避難所管理責任者も必要に応じて飼育場所や施設等の清掃及び消毒等を行ってください。
- (4) 「避難者カード」と「避難所ペット登録票」を基に、避難所における動物の飼育状況等を把握し、不足する資材及びボランティア等を災対本部に支援要請をします。また、提供された資材、派遣された人員等の受け入れ窓口を設けてください。

4. 獣医師会・動物愛護団体等との連携

- (1) 動物の受け入れに当たっては、公益社団法人東京都獣医師会多摩西支部の協力と助言を得て対応します。
- (2) 同行動物に傷病の発生がある場合は、獣医師による治療等の指導を受けてください。症状・程度により病院での治療等を行います。
- (3) 避難所における動物の愛護に当たっては、動物愛護団体やボランティアの協力を得ます。また、ペットとのふれあいが避難者の心を癒やすこともあります。関係者の皆さんで相談しましょう。
- (5) 動物飼育に関する避難者からの要望や依頼、また、災対本部や保健所等からの連絡事項、指示事項があった場合は、必ず遵守するよう、飼育者に周知徹底させます。

5. 東京都・社団法人東京都獣医師会

- (1) 災害時、東京都においては、東京都獣医師会、動物関係団体等で設置する「動物救援本部」を設置するとともに「動物保護班」「動物医療班」を編成して動物救援に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での獣医療を行います。
- (2) 飼い主のわからない負傷または放し飼い状態の動物の保護については、東京都、市、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等との連携・協力体制を進めます。

<参 考>

避難所ペット登録票

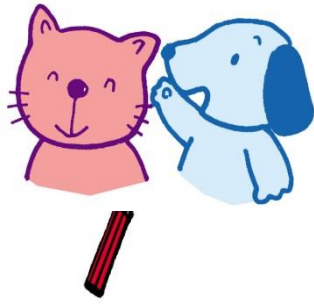
避難所名 ()

入所 年 月 日

NO _____

退所 年 月 日

飼い主	氏 名	フリガナ
	避 難 前 住 所	
	電 話 (携 帯)	
動 物	動 物 種	
	種 別	
	性 別	
	名 前	
	年 齢	
	特徴(毛色等)	
	<犬の場合> 登録・狂犬病予防注射の有無	【登録】 有 ・ 無 【狂注】 済 ・ 未
特記事項 注意事項	(かかりつけ動物病院)	



家族のメモ・連絡先



《問い合わせ・連絡先》

○東大和市役所 東大和市中心3-930 ☎ 042-563-2111
 総務部 防災安全課 (内線) 1352・1353 FAX 042-563-5931
 福祉部 健康課 (内線) 1182 FAX 042-561-0711
 環境部 環境課 (内線) 1272 FAX 042-563-5931

○東京都動物愛護相談センター多摩支所 日野市石田1-192-33
 ☎ 042-581-7435 FAX 042-584-8012

○公益社団法人 東京都獣医師会 多摩西支部
 (支部長) 昭島動物病院 042-541-2510 昭島市中神町1260
 (東大和担当) 向平動物病院 042-564-4105 東大和市立野1-1139-1



迷子札などで動物にも防災の備えを

突然の災害では、室内犬や猫も家を飛び出して行方不明になることがあります。保護されたときにすぐ飼い主がわかるように、首輪に迷子札を付けるなど動物にも防災の態勢をとりましょう。

また、動物の写真、ワクチン接種状況やかかりつけの動物病院などを記載したものを備えておきましょう。

かかりつけ動物病院

病 院 名 _____

電 話 _____

編集・発行 東大和市総務部防災安全課
〒 207-8585
東大和市中心3丁目930番地
電 話 042-563-2111 内線 1352
FAX 042-563-5931
印 刷 東大和市総務部文書課印刷室

再生紙使用